

千葉県防鳥ネット等貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カラス等によるごみの散乱被害の防止及びごみステーション（一般廃棄物処理実施計画に定める収集場所）の美化活動を実施する町内自治会又はマンション等管理組合（以下「管理団体」という）等に対して、ごみステーションの管理にかかる防鳥ネット等の用具（以下「管理用具」という）を無償で貸付け、管理団体によるごみステーションの適正管理を支援する。

(対象団体)

第2条 ごみステーションにおける、カラス等による散乱被害の防止及びごみステーションの美化を目的に、管理用具を責任もって維持管理できる次の団体とする。

- (1) 町内自治会等（千葉県町内自治会連絡協議会発行の町内自治会名簿に記載されている団体）
- (2) 管理組合（マンション等集合住宅の専用ステーションを管理している自治会又は管理組合とし、管理会社など業としている場合は除く）
- (3) 環境事業所長及び収集業務課長が認める者

(貸付する管理用具)

第3条 別表に定める管理用具を貸付ける。ただし、予算の範囲で購入できる、在庫のある数量を限度とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、貸付けた年度を含め3年度とする。

(貸付の申請)

第5条 貸付を受けようとする管理団体は、防鳥ネット等貸付申請書（様式第1号）を収集業務課へ提出する。

(貸付)

第6条 前項の申請があった場合は、別表に定める管理用具を貸付ける。ただし、貸付数量については、管理団体が管理するごみステーション数を上限とし、申請年度を含め、過去3年度の合計が上限を超えないものとする。

(遵守事項)

第7条 管理用具の貸付を受けた管理団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸付を受けた管理団体の代表者を管理責任者とする。
- (2) 清潔を保ち大切に使用するとともに、盗難及び破損等に注意し、適正使用に努めること。
- (3) 歩行者及び車両等の通行の支障にならないように注意し、ごみ収集後は適正に保管すること。
- (4) 目的以外の使用及び転貸、売却をしないこと。
- (5) 管理ができなくなったとき又は不要となったときは、管轄する環境事業所または管轄する区役所地域づくり支援課へ返却すること。
- (6) 第三者に危害等を及ぼした場合には、使用責任者において解決し、市は一切関与しないものとする。

(その他)

第8条 使用責任者は、貸付けた管理用具に盗難・破損等が発生した場合は、防鳥ネット等用具盗難・破損・返却等報告書（様式第2号）を提出しなければならない。なお、管理用具の破損等が生じた場合においても、年度内における貸付数量の変更は行わない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 千葉市ごみステーション管理支援事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

管理用具

種 類
防鳥ネット
ほうき・ちりとり(セット)

(様式第1号)

防鳥ネット等貸付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

団体名 _____ (自治会・管理組合)

代表者氏名 _____

申請者氏名※代表者と異なる場合のみ記入

住 所 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先メールアドレス _____ @ _____

下記のとおり、防鳥ネット等の貸付けを申請します。

防鳥ネット等の使用にあたっては、自らの責任において十分注意し維持管理を行います。

記

1 管理しているごみステーション数 合計 _____ 箇所

2 貸付希望数※ごみステーション数を上限とする

防鳥ネット(青/3m×4m) _____ 枚

ほうき・ちりとり _____ セット

3 受取希望窓口※該当箇所にチェック

(中央・花見川・稲毛・若葉・緑・美浜) 区地域づくり支援課

(中央美浜・花見川稲毛・若葉緑) 環境事業所

(注) 原則として、各5枚(セット)以上の場合の受取窓口は各環境事業所をお願いしております。
ご希望に添えない場合がございますがご了承ください。

(千葉市使用欄)	
受取窓口	<input type="checkbox"/> (中央・花見川・稲毛・若葉・緑・美浜) 区地域づくり支援課 <input type="checkbox"/> (中央美浜・花見川稲毛・若葉緑) 環境事業所
受取日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

(様式第2号)

防鳥ネット等盗難・破損・返却等報告書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

団体名 _____ (自治会・管理組合)

代表者氏名 _____

申請者氏名※代表者と異なる場合のみ記入

住 所 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先メールアドレス _____ @ _____

防鳥ネット等(以下、「管理用具」という。)について、盗難・破損・返却の報告をします。

記

1 管理用具の種類及び数量

防鳥ネット(青/3m×4m) _____ 枚

ほうき・ちりとり _____ セット

2 盗難・破損・返却等の状況

使用場所：千葉市 _____ 区 _____
